

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、 生活資金でお悩みの皆さまへ

飯綱町社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による休業、失業、収入減少等で生活資金にお悩みの世帯を対象に、以下の『特例貸付』のご相談をお受けしております。この貸付は、後日償還（返済）していただく制度です。詳細については下記ご案内をご覧ください。

- (1) 緊急かつ一時的な生活費が必要な方への『緊急小口資金特例貸付』
- (2) 日常生活の維持が困難で生活費が必要な方への『総合支援資金特例貸付』
- (3) (2) をご利用後、延長の手続きが必要な方への『総合支援資金特例貸付【延長】』
- (4) 総合支援金特例貸付を6か月借り入れ後もなお、減収や失業状態が続いている方への『総合支援資金特例貸付【再貸付】』

※特例貸付受付期間：令和3年6月30日（水）まで※

(1) 緊急小口資金特例貸付

(2) 総合支援資金特例貸付

○申し込み方法：窓口もしくは郵送にて申込みを受け付けています。

※窓口での受付は予約制です。事前に電話でご連絡ください。

※郵送の場合は、郵送後に飯綱町社協担当者からの電話確認を受けていただき受付が完了します。郵送後、担当者からの連絡が入らない場合は、お問い合わせください。

○対象者、必要書類等：⇒『緊急小口資金特例貸付・総合支援資金特例貸付のご案内』をご参照ください。

○申請様式：郵送の場合、次のURLよりダウンロードできます。

長野県社会福祉協議会 <http://www.nsyakyo.or.jp/>

※上記URLの「借入申込にあたっての留意事項」をクリックし、表示される各項目にチェック□を入れると各種様式がダウンロードできます。

※申請様式をダウンロードできない場合や、申請に関してご不明な点などは、下記までお問合せください。

※「総合支援資金特例貸付」のお申し込みにあたっては、『まいさぽ信州長野（生活困窮者自立支援法に基づき設置されている自立相談支援機関）』の支援を受けることが必須になっています。事前にまいさぽ信州長野もしくは飯綱町社会福祉協議会にご連絡ください。

(3) 総合支援資金特例貸付【延長（3か月を超える貸付）】手続き

総合支援資金特例貸付は3か月を原則に借入申込みを受け付けていますが、下記対象に該当する場合は、貸付期間を延長できる場合があります。

○対象者 以下の条件を満たしている世帯

- ①引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている
- ②上記世帯員が『まいさぽ信州長野』による支援を継続的に受けられる
- ③令和3年3月末までに初回の申請をしている

○申請方法：相談を希望される方は飯綱町社会福祉協議会または、まいさぽ信州長野にご連絡ください。

(4) 総合支援資金特例貸付【再貸付】

再貸付は総合支援資金を既に6か月借り入れた方で、今なお新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、減収や失業状態が続いている方に対して、3か月を限度に再度、総合支援資金をお貸しするものです。

○対象者

総合支援資金特例貸付を既に6か月借り入れた方（※借入期間として令和3年6月までに6か月目があること）で、今なお新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等が続き、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている方。

○申請方法：相談を希望される方は飯綱町社会福祉協議会にご連絡ください。

問合せ・受付【飯綱町社会福祉協議会 地域福祉課 担当 佐藤】

住所 飯綱町普光寺 920 メーラプラザ内

TEL 253-1001 FAX 253-1002 E-mail h-sato@ii-shakyo.or.jp

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～16:00

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業等で、生活資金にお悩みの皆さまへ

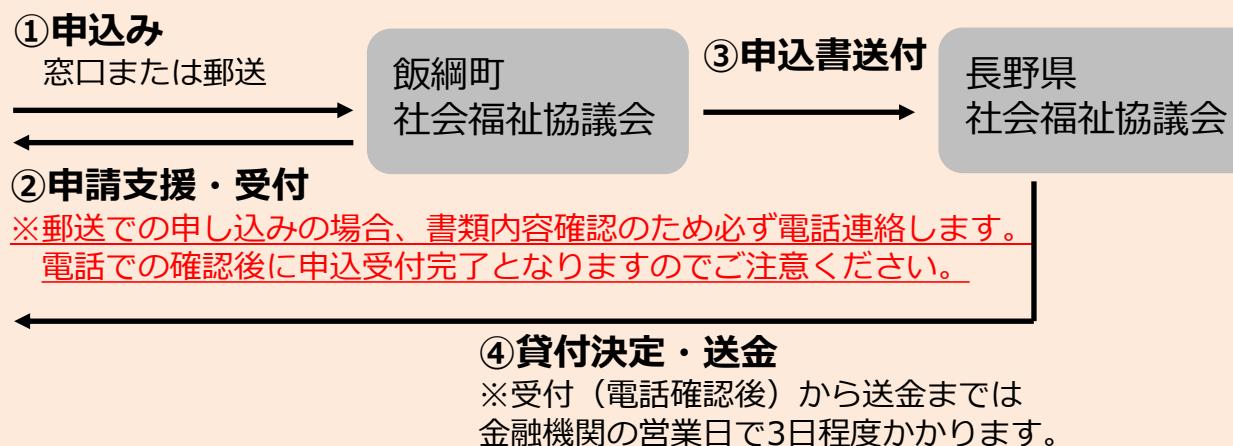
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

長野県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容の問合せや貸付のご相談、様式をダウンロードできない場合等は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



【問合せ・書類送付先】

飯綱町社会福祉協議会 (TEL 026-253-1001)

〒389-1206 飯綱町普光寺920 多世代交流施設内
飯綱町社会福祉協議会 地域福祉課
生活福祉資金担当 佐藤

※窓口での申し込みは予約が必要です。事前に電話にてお問い合わせください。

※予約受付時間：(月～金曜日 9:00～16:00)

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

緊急小口資金の特例貸付

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。
※新型コロナウイルス感染症の影響によらない収入減、生活保護受給世帯、収入が年金のみの世帯、自己破産手続き中の世帯は対象外です。

■ 対象者／**新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少**があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■ 貸付上限額／**10万円**

ただし、下記に該当する場合は20万円以内

- ①世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- ②世帯員に要介護者がいるとき
- ③世帯員が4人以上いるとき
- ④世帯員に臨時休業した学校に通う子どもの世話をを行うことが必要になった労働者がいるとき
- ⑤世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

■ 据置期間／**1年以内**

■ 償還（返済）期間／**2年以内**

■ 貸付利子・保証人／無利子・不要

■ 申請に必要な書類

- ①確認チェックリスト
- ②借入申し込みにあたっての留意事項
- ③借入申込書【様式1】
- ④借用書【様式2】
- ⑤本人確認書類の写し（運転免許証等の身分証明書）
- ⑥収入減少等の確認ができる書類の写し（給与明細書、通帳の入金履歴等で、**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与状況が確認できるもの**）
- ⑦振込口座が確認できる通帳等の写し（通帳の場合、表紙と表紙をめくったページの両方）
- ⑧その他、収入の減少状況に関する申立書、委任状等は必要に応じて添付してください。

【郵送による手続き（書類のダウンロード）方法】

長野県社会福祉協議会ふれあいネット信州 <http://www.nsyakyo.or.jp/>

『生活福祉資金特例貸付を希望される方へ』

- ⇒ 『借入申込にあたっての留意事項』の下「緊急小口資金留意事項」を選択
- ⇒ 留意事項を確認してすべてに□し『上記内容についてすべて確認しました』をチェック
- ⇒ 必要書類をダウンロード、飯綱町社協へ郵送
- ⇒ **後日書類内容の確認のため、担当より必ず電話連絡します**

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

総合支援資金（生活支援費）の特例貸付

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、継続的な相談支援と生活費を必要とする場合に貸付を行います。

- 対象者／新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額／(単身世帯)月15万円以内 (複数世帯)月20万円以内
- 貸付期間／原則 3月以内
- 据置期間／1年以内 ■ 償還期間／10年以内
- 貸付利子・保証人／無利子・不要
- 申請に必要な書類
 - ①事前説明事項
 - ②総合支援資金(特例)借入申込書
 - ③総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書
 - ④総合支援資金(特例)借用書
 - ⑤世帯全員分の健康保険証の写し及び住民票の写し
(いずれか一方に加えて運転免許証等の身分証明書の写しでも可)
 - ⑥収入減少や失業等の確認ができる書類の写し (離職票・廃業届等の写し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の収入状況が確認できるもの)。それらがない場合は、収入減少の状況に関する申立書、特例緊急小口資金貸付決定通知書の写し、住宅確保給付金支給対象者証明書の写し
 - ⑦振込口座が確認できる通帳等の写し (通帳の場合、表紙と表紙をめくったページの両方)
 - ⑧確認チェックリスト
 - ⑨まいさぽ信州長野の相談受付・申込票の写し (※下記参照)

【郵送による手続き (⑨以外の書類のダウンロード方法)】

長野県社会福祉協議会ふれあいネット信州 <http://www.nsyakyo.or.jp/>

『生活福祉資金特例貸付を希望される方へ』

- ⇒ 『借入申込にあたっての留意事項』の下「緊急小口資金留意事項」を選択
- ⇒ 留意事項を確認してすべてに☑し『上記内容についてすべて確認しました』をチェック
- ⇒ 必要書類をダウンロード、飯綱町社協へ郵送
- ⇒ 後日書類内容の確認のため、担当より必ず電話連絡します

※ 【まいさぽ信州長野の相談受付・申込票の写し】

「総合支援資金特例貸付」のお申し込みにあたっては、『まいさぽ信州長野（生活困窮者自立支援法に基づき設置されている自立相談支援機関）』の支援を受けることが必須になっています。

事前にまいさぽ信州長野にご相談いただくか、飯綱町社会福祉協議会にご連絡ください。